

日本標準産業分類における「発電業」の細分類設定について

(総務省政策統括官（統計基準担当）第 12 回産業分類検討チーム 提出資料)

令和 4 年 11 月

経済産業省調査統計グループ統計企画室
資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

1. 公的統計における現状認識

- (1) 「経済センサス - 活動調査」では、建設業、通信業、放送業などとともに、電気・ガス・熱供給・水道業については、事業所単位で売上（収入）金額の把握ができない「ネットワーク型産業」として扱われており、企業単位による集計となっている。
- (2) 経済産業省資源エネルギー庁から毎月発表される「電力調査統計」※においては、電気事業者別に需要実績、発電電力量及び燃料消費実績などの電力事業に関連する数値が公表されている。
※「電気事業法」（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく省令である「電気関係報告規則」（昭和 40 年通商産業省令第 54 号）に基づき、電気事業者から徴収される発電月報等が集計、公表されている。

2. 発電事業における細分類設定に係る懸念事項

- (1) 我が国においては、電気の安定供給の確保等の観点から、電源構成の多様化を図ってきており、発電事業者の中には火力、水力、原子力、再生可能エネルギー等多様な電源を組み合わせて保有する者も多く存在する。
- (2) 発電業において発電種別ごとの細分類を設定した場合、複数の電源を保有する発電事業者にあつては当該発電事業者の主業が当該細分類に基づき格付けされることになると思う。しかしながら安定的な電力供給のために複数の電源を一体的に運用するという事業の特性上、国内的・国際的な諸情勢の急変の影響により発電所の稼働状況に変化が生じた場合に発電事業者の格付けが変わりうることは、分類の安定性や継続性の観点から望ましいとは言い難い。
- (3) なお、このような事業内容の変更に関して、日本標準産業分類上、一般原則の「第 6 項 事業所の分類に際しての産業の決定方法」に記載の「事業転換、休業中、設立準備中等の事業所の産業」の(1)の内容に基づいて分類が決定されることも想定されるが、(2)に記載する発電所の稼働状況の変化が一時的なものか否かを直ちに判断することは困難である。

また、事業転換、休業中、設立準備中等の事業所の産業は、次のように取り扱う。

(1) 1年以内に事業の転換が行われた事業所については、原則として転換後の事業を主要な経済活動とする。しかし、転換が一時的であって、設備等からみて転換前の事業に復帰することが可能であれば、転換前の事業を主要な経済活動とする場合がある。

(出所) 日本標準産業分類 (平成 25 年 10 月改定) (平成 26 年 4 月 1 日施行) 一般原則「第 6 項 事業所の分類に際しての産業の決定方法」より抜粋

(4) また、「平成 27 年産業連関表」においては、事業用原子力発電実績のある事業所が 1 事業所のみであり、個別の国内生産額が明らかになることが統計技術的観点から望ましくないという事情から、「平成 23 年産業連関表」の「事業用原子力発電」と「水力・その他の事業用発電」の 2 部門を「事業用発電 (火力発電を除く。)」の 1 部門に統合するという変更が行われており、発電方法の種類に着目して分類項目の細分化を行うことが適切であるとは必ずしも適切であるとは言えないものとする。

3. 今回改定における扱いについて

- 発電事業に係る詳細な分類設定については、現行の統計調査及び行政目的利用の観点からの必要性は低く、また、分類の安定性・継続性に影響を与えるものであり、「発電事業」という大枠で捉えられれば十分であるとする。
- また、国際比較の観点からは、国際標準産業分類 (ISIC) の改定動向を注視する必要もある。
- 他方、改定前の細分類「3311 発電所」の内容例示では、発電方法別による発電所の例示が記載されているという経緯を考慮する必要がある。

331	電 気 業
3311	発 電 所
	発電機、原動力設備、その他の電気工作物を設置して電気を発生する事業所をいう。
	○水力発電所；火力発電所；原子力発電所；ガスタービン発電所；地熱発電所；太陽光発電所；風力発電所

(出所) 日本標準産業分類 (平成 25 年 10 月改定) (平成 26 年 4 月 1 日施行)

よって、前回改定における細分類「3311 発電所」の内容例示を踏襲するとともに、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 4 6 号) 第 6 条の規定による改正後の電気事業法 (昭和 3 9 年法律第 1 7 0 号) において大型の蓄電池から小売事業等用の電気を放電する事業が「発電事業」に位置づけられたことを踏まえ (令和 5 年 4 月 1 日施行)、定義文を追記するとともに「蓄電施設」を内容例示に追加することでご了承いただきたい。

◆現行産業分類（第13回改定）

3311 発電所

発電機、原動力設備、その他の電気工作物を設置して電気を発生する事業所をいう。

- 水力発電所；火力発電所；原子力発電所；ガスタービン発電所；地熱発電所；太陽光発電所；
風力発電所

◆改定素案（第14回改定）・第4回産業分類検討チーム提示

3311 発電業

自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気若しくは自家用発電又は特定供給を行うための電気を発電する事業所（離島等供給のために使用するものを除く。）をいう。

- 発電事業

◆改定素案（第14回改定）・修正案

3311 発電業

自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物又は蓄電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気若しくは自家用発電又は特定供給を行うための電気を発電し、又は放電する事業所（離島等供給のために使用するものを除く。）をいう。

- 水力発電所；火力発電所；原子力発電所；ガスタービン発電所；地熱発電所；太陽光発電所；
風力発電所；蓄電施設

（注）青色表示の内容は、電気事業法改正に伴う追記

赤色表示の内容は、第13回改定にある内容例示を踏襲したもの